

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和7年  
8月12日  
(火曜日)

## 目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 三

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) ..... 四

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) ..... 四

生活保護法の規定に基づく施術機関の指定 (厚政課) ..... 四

救急病院の認定 (医療政策課) ..... 五

○公告

特別保護地区の指定の案の縦覧 (自然保護課) ..... 五

周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催 (都市計画課) ..... 七

## 山口県告示第二百六十号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年八月十二日から同年九月二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和七年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 株式会社オノダネイル  
住 所 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の八
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社オノダネイル  
所在地 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の八
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種 類  | 構 造                              |             | 使 用 の 方 法   |             |
|------|----------------------------------|-------------|-------------|-------------|
|      | 能 力                              | 工 事 着 手 日 定 | 工 事 完 成 日 定 | 使 用 開 始 日 定 |
| 六三ーホ | 三〇〇<br>( $\text{m}^3/\text{分}$ ) | 令和七、<br>九、三 | 令和八、<br>五、一 | 令和八、<br>五、一 |
| 六六   | ( $\text{t}/\text{日}$ )          | 〃           | 〃           | 〃           |

備考 「六三ーホ」及び「六六」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第六十六号の電気めつき施設をいう。



山口県告示第二百六十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年八月十二日から同年九月二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和七年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 株式会社オノダネイル

住 所 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の八

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社オノダネイル

所在地 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の八

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する焼入れ施設、同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第六十六号の電気めつき施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設から排出される汚水又は廢液の処理の方法及び排出水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

| 排水処理施設 | 種 類 |     | 項 目 |     | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 |    |                 |       |              |       |            |      |      |      | 汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) |      |      |    |    |
|--------|-----|-----|-----|-----|---------------------|----|-----------------|-------|--------------|-------|------------|------|------|------|-------------------------------|------|------|----|----|
|        | 処理後 | 処理前 | 変更前 | 変更後 | 水素イオン濃度 (水素指数)      |    | 化学的酸素要求量 (mg/l) |       | 浮遊物質量 (mg/l) |       | 鉍油類 (mg/l) |      | 窒素   |      | 燐                             |      | 通    | 最  |    |
|        |     |     |     |     | 通                   | 最  | 通               | 最     | 通            | 最     | 通          | 最    | 通    | 最    | 通                             | 最    |      |    |    |
|        | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 六・五                 | 三  | 六               | 五・一   | 八三・九         | 一一九・九 | 三〇・二       | 五〇・七 | 〇・八  | 三九・三 | 五八                            | 一〇・二 | 一六・九 | 五二 | 六四 |
|        | 六・五 | 三   | 六   | 五・一 | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 七   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 五〇 | 一一九・九           | 三〇・二  | 五〇・七         | 〇・八   | 三九・三       | 五八   | 一〇・二 | 一六・九 | 五二                            | 六四   | 〃    | 〃  |    |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一                 | 一五 | 八三・九            | 一一九・九 | 三〇・二         | 五〇・七  | 〇・八        | 三九・三 | 五八   | 一〇・二 | 一六・九                          | 五二   | 六四   | 〃  | 〃  |
|        | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 六・一</               |    |                 |       |              |       |            |      |      |      |                               |      |      |    |    |



扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

|       |             |    |     |          |
|-------|-------------|----|-----|----------|
| 氏名    | 住居          | 術者 | 所在地 | 指定年月日    |
| 島名 寛仁 | 山口市黄金町一番二五号 |    |     | 令和七、六、一二 |

山口県告示第二百六十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和七年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

|                   |               |     |             |
|-------------------|---------------|-----|-------------|
| 名称                | 住所            | 所在地 | 認定が効力を有する期限 |
| 山口大学医学部附属病院       | 宇部市南小串一丁目一番一号 |     | 令和一〇、八、一〇   |
| 医療生活協同組合健文会宇部協立病院 | 五十目山町一六番三三三号  |     | 〃           |
| 医療法人聖比留会厚南セントヒル病院 | 大字妻崎開作一〇八     |     | 〃二一         |



(一五三) 特別保護地区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したいので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和七年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 特別保護地区の名称

二 羅漢山鳥獣保護区特別保護地区  
特別保護地区の区域

羅漢山鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一〇二ヘクター)

三 特別保護地区の存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、針葉樹を中心とした森林を有し、ヤマガラ、ホオジロ、ウグイス等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

令和七年八月十二日から同月二十六日まで

六 縦覧の場所

山口県岩国農林水産事務所

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 特別保護地区の名称

高照寺山鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

高照寺山鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二八ヘクター)

三 特別保護地区の存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、エナガ、ヤマガラ、メジロ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地

区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間  
令和七年八月十二日から同月二十六日まで

六 縦覧の場所  
山口県岩国農林水産事務所

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 特別保護地区の名称

大原湖鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

大原湖鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 三二ヘクタール）

三 特別保護地区の存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

（一）特別保護地区の区分  
身近な鳥獣生息地

（二）指定の目的

当該区域は、県民が野鳥に親しむことができるよう整備されているとともに、広葉樹の天然林を中心とした森林を有し、エナガ、シジュウカラ、シロハラ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

令和七年八月十二日から同月二十六日まで

六 縦覧の場所

山口県山口農林水産事務所

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 特別保護地区の名称

常盤鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

常盤鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一三八ヘクタール）

三 特別保護地区の存続期間  
令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

（一）特別保護地区の区分  
身近な鳥獣生息地

（二）指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び野鳥を観察する場所として広く利用されている都市公園を有し、メジロ、シジュウカラ、カワラヒワ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

令和七年八月十二日から同月二十六日まで

六 縦覧の場所

山口県美祢農林水産事務所

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 特別保護地区の名称

江良鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

江良鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二九ヘクタール）

三 特別保護地区の存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

（一）特別保護地区の区分  
身近な鳥獣生息地

（二）指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、メジロ、エナガ、ヤマガラ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

令和七年八月十二日から同月二十六日まで

六 縦覧の場所

山口県下関農林事務所

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(一五四) 周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和七年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和七年九月五日(金曜日)午後二時

二 開催の場所

下松市大手町二丁目三番一号

ほしらんどくだまつ

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する周南都市計画道路三・四・二百八末武大通線

次のとおりとする。

(二) 変更する周南都市計画道路三・五・二百二十二花岡通線

次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和七年八月二十九日(金曜日)

までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和七年八月二十九日までの消印のあるものに限りま

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することができます。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―

三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

周南市毛利町二丁目三八

周南土木建築事務所

下松市大手町三丁目三番三号

下松市建設部都市政策課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

令和七年八月十二日  
印刷  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁